

平成25年第1回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成25年3月15日（金）

場所：大曲庁舎 議会応接室



# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時 平成25年3月15日（金曜日） 午後0時59分～午後1時15分

---

会 場 大仙市役所 議会応接室

---

## 出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

---

## 欠席委員（0人）

---

## 説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫

総合防災課長：進藤久

---

## 議会事務局職員出席者

次長 竹内徳幸

---

## 審議案件

第1 議案第73号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（11号）

---

午後0時59分 開会

○委員長（渡邊秀俊） 本会議中の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

はじめに、元吉総務部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） 本日は、議会最終日に委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。今回追加提案をさせていただきました、平成24年度大仙市一般会計補正予算（11号）の内総務部の関係は、消防救急デジタル無線整備事業費負担金であります。追加提案に至りました経緯等も含めまして、担当課長が説明いたしますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。それでは、本日追加提案され、当委員会に付託された事件について審査いたします。

---

○委員長（渡邊秀俊） 議案第73号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 資料No.5、大仙市補正予算の14ページをお開きいただきまして、今回の補正の内容を説明させていただきます。9款1項1目60事業、消防救急デジタル無線整備事業費負担金でございます。4億8,440万7千円の補正をお願いするものでございます。事業説明書、資料No.5-1、1ページをお開きいただきます。

このたびの消防救急デジタル無線整備事業費でございますが、国の平成24年度補正予算にかかる緊急消防援助隊設備整備費の補助金の配分通知、内定でございますけれども、この配分通知を受けまして、大曲仙北広域市町村圏組合で3月に補正をいたします関係上、大仙市の負担金を求められ、これを補正させていただくことになりました。事業の概要でございますけれども、3番をお開きいただきたいと思います。基地局無線設備、移動無線設備、伝送設備、電源設備、付帯設備、既設指令システム改修を行うものでございます。

総事業費及び負担率についてご説明申し上げます。工種が消防救急デジタル無線工事でございますが、事業費が9億3,748万3千円でございます。また、これにかかる無線工事の管理業務でございますが、1,890万円、合計いたしますと9億5,638万3千円が補助対象の事業となります。なお、この補助対象の経費でございますけれども、下の方に記載させていただきましたが、共通波、共通波とは、緊急消防援助隊が

出動できるように国・県等からの情報が共有できるような周波数の元の全国の3波、県波の1波にかかる経費を補助対象経費としたものでございます。この内、通常それ以外の活動波というものがございまして、それらと按分いたしまして、補助対象額を4億5,856万7千円といたしまして、その補助率2分の1に当たる2億2,928万3千円が補助金として交付される予定のものでございます。

これらの内、大仙市の負担分でございますけれども、60.691%が負担金でございます。4億8,440万7千円を計上いたしました。この負担割合でございますけれども、いわゆる激減緩和措置の対象になっておりまして、平成22年から26年度までそれぞれ負担率を調整しながら3市町の負担率を定めているものでございますが、ここに記載してありますように、旧負担率割が40%でございます。さらに消防費の基準財政需要額割りが54%、また直近の出動件数割りというものが6%でございまして、これらから算出いたしますと、当市の負担割合は60.691%となり、4億8,440万7千円の負担をするものであります。

あと、デジタル無線につきましては、お手元の資料の方に図柄のついたものを記載してございます。ここに掲げてありますように、平成28年5月になりますと、従来のアナログが全く使えなくなるということで、デジタル化に切り替えるものであります。なぜデジタル化が必要なのかという三つの疑問点をここに記載させていただきました。まず一つは、アナログ通信方式のままでは、同時に使える消防機関車両に限界があるということでございまして、また、音声以外のメール等のデータも送信することができて情報の伝達方法が多様化できるという大きなメリットがございます。また、二つ目には、複雑多様化する災害対応に対しまして、今以上に消防車や救急車等の連携を密にすることができまして、大規模な地震等に対応する緊急消防援助隊の後援活動もスムーズに活動することができる、三つ目でございますが、アナログ通信方式の無線機のため、プライバシーの保護に、デジタル化をすることによって秘話性能が高まり、大切な個人情報を守ることができるというような大きなメリットがございます。

以上が事業の大きな特徴でございますが、補正額の財源内訳でございますけれども、市債、消防、20款1項6目の消防緊急デジタル無線整備事業債を充て、一般財源は10万7千円となっております。以上、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある

方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この予算そのものについては反対するわけではありませんけれども、広域消防に関して少しお尋ねしたいと思います。今回のデジタル化で、性能がよくより早く、そして情報が詳しく、情報伝達方法も拡充するという事なんですけれども、いずれ瞬時に情報が出された場合これに対応する消防署の人的体制の方が、大丈夫なのかというふうなところ、そして、広域的な災害に、複数の災害箇所に対応できるような体制がしっかりとれる人的体制になっているのかどうか、その点が一つ。

もう一点は、この説明書によりますと、山間部の較差が、均衡化をとっていくというふうなこと書いてありますけれども、かつていろいろ消防署の統合再編がなされたときに、包含円というところから外れる、南外だとかあるいは土川、奥の方の外れるところがあったわけなんですけれども、今度のデジタル化によってここに書いてあるように緊急出動の際時間を要した山間部地域への不均衡を是正すると、迅速かつ確実な消防活動を図るものとありますけれども、時間のかかっていた方眼円から外れるような地域の消防活動というものが是正されるものなのかどうか、その点について、この2点をお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 一点目の、人的対応でございますけれども、市の職員と異なり合併等は既に、そういった影響はございませんので、定数がしっかり確保されていると伺っております。それがこの施設等により減るということは伺っておりませんので、今までどおりの人的確保は可能だと思っております。

次に、エリアの問題でございます。これもまた、全て4ブロックに大きく分かれるそうでございます。まず広域消防本部のある大曲・美郷エリア、それから南外・神岡のエリア、さらには協和エリア、それから角館・西木等を含む北エリア、この四つのエリアを大きく分けまして、さらに、先ほど申しましたような電波の届かない山間部のエリアにつきましても、中継塔を新たに設置いたしまして、くまなく電波が届くように対処する計画を報告いただいております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 2番目については、情報はぱっとそういうふうには伝わるだろうというふうなことなんですけれども、実際の機動力として、時間は、消火なら6分以内とか、何とかというふうなことで、包含円というふうなものが作られてあったんですが、実際の機動力として、情報は早く伝わるんだけどそれに対応した出動力というふうなもの

のが備わっていきますかということです。時間内に届かなくなる地域が依然としてずっと残っているんだというふうなことなのかどうか、そのへん教えてください。

○総合防災課長（進藤久） アナログからデジタル化にかける影響問題としては全く、今お話ありましたように、情報自体は確実につながるような形になろうかと思えますけれども、やはり消防隊員の出動体制というものが格段にそれによって上がるということはたぶん望めないと思いますが、今まで以上に、その情報を活用して、それをフル活用しながら、待機の方々とかそういったものを、情報を共有しながらスピーディに活動できるものと予測はしております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 何度も何度も消防隊員の増員を求めてきた立場から、市民の救命救急が迅速に且つ確実に図られるように、そうした隊員の人数も含めて、デジタル化で情報伝達方法の内容の充実は悪いことではありませんけれども、そのことによってより確実に市民の救急・救命の方が確実に図られるということを重視して取り組んでもらいたいなと思って、要望いたします。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、付託された事件の審査が終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。  
大変ご苦勞さまでした。

午後 1 時 1 5 分 閉会

---



委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊